

令和6年4月25日

保護者各位

船橋市教育委員会

船橋市第3子以降の学校給食費無償化の再周知について

日頃から本市の学校給食にご理解とご協力をいただきまして、誠に有り難うございます。

対象者に限定したご案内ができないため、対象要件を満たさない方や、すでにご申請いただいた方につきましては、ご容赦いただきますようお願いいたします。

令和6年2月に学校からお子様経由で、船橋市第3子以降の学校給食費無償化制度についての案内文及び申請書を配布させていただきましたが、まだ申請されていない方や、新入学・転入等で申請が必要な方がいらっしゃいますので、改めて周知をさせていただきます。

つきましては、下記の Q&A や URL の対象要件をご確認いただき、申請が必要な方はお早めにご申請いただきますようお願いいたします。

記

【Q&A】

Q1：令和5年度分（令和5年4月から令和6年3月）の無償化の申請をしましたが、再度申請が必要ですか？

A1：申請は無償化要件の確認のため毎年度必要になります。令和6年度分（令和6年4月から令和7年3月まで）を無償化にする場合は、改めて申請が必要になります。

Q2：自分が申請をしたかどうか確認するにはどうすればいいですか？

A2：令和6年3月までに申請し、不備のない方へは、令和6年4月17日に決定通知を発送しましたので、そちらでご確認ください。申請しているのに通知が届かない方は、下記までお問い合わせください。

Q3：扶養している子どもは3人いますが、学校給食の提供を受けているのは第3子の1人だけです。対象になりますか？

A3：小学生以上の子を3人扶養していれば対象となるので、第1子・第2子が大学生や高校生の場合等も対象になります。

Q4：保護者の所得制限はありますか？

A4：所得制限はありません。

Q5：申請書が手元にありません。どうしたらよいですか？

A5：市のホームページからダウンロードしていただくか、お子さんが通っている学校にお申し出いただき、申請書を受け取ってください。

【URL】

ホームページ（対象要件、申請方法等）：

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/gakkou/002/p108585.html>

船橋市教育委員会 保健体育課長

お問い合わせ

教育委員会保健体育課給食費係

☎047-436-2163・2418